

総務教育常任委員会資料

(平成28年5月31日)

〔件名〕

- ・鳥取県庁における今夏のクールビズ・節電への取組について
【総務課・人事企画課】・・・ 1
- ・知的障がい者の職員採用に向けた取組について 【人事企画課】・・・ 2
- ・第1回県民目線の県政改革断行チーム会議の開催結果について
【業務効率推進課】・・・ 3
- ・鳥取県PPP/PFI推進セミナーの開催結果について
【業務効率推進課】・・・ 4
- ・平成28年度県政モニタリング事業のモニター募集について
【業務効率推進課】・・・ 5
- ・ふるさと納税による寄附受入状況等について【財源確保推進課】・・・ 8
- ・鳥取県人権施策基本方針第3次改訂案に対するパブリックコメント
の実施結果について 【人権・同和対策課】・・・ 10
- ・人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について
【人権・同和対策課】・・・ 18
- ・首都圏在住外国人の発信力を活用した鳥取県の情報発信について
【東京本部】・・・ 21
- ・名古屋における情報発信等について 【名古屋代表部】・・・ 22
- ・第1回県立公文書館在り方検討会議の開催結果について
【公文書館】・・・ 23

総 務 部



鳥取県庁における今夏のクールビズ・節電への取組について

平成28年 5月31日
総務課
行財政改革局人事企画課

1 今年度の県庁の取組方針

県庁全体で、夏の電力需要期（7月～9月）における電気使用量15%以上の削減（平成22年度対比）を目標とした節電に取り組む。（昨年度までは22年度対比10%以上）

県のクールビズ・節電対策

【5月1日～取組（県庁の率先行動）】

○ハートホットクールビズ2016の開始

- ・県は、5/1から10/31まで実施する。
- ・昨年に引き続き県施策のPRや地方創生、東日本大震災及び熊本地震の被災地支援につながるTシャツなどの着用を積極的に推奨する。

○県庁舎の節電対策

- ・昨夏と同様に来庁者や職員の健康に配慮しながら、冷房温度の適正化（室温28℃に設定）、不要な照明の消灯やエレベーターの間引き運転を実施する。

○時間外の一斉消灯

- ・時間外に照明を一斉消灯することで、職員の省エネに対する意識強化を図る。

2 昨年度夏季（7月～9月）の県庁舎の節電取組と実績

（単位：kWh）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
電気使用量	771,330	712,601	706,504	648,821	634,923	568,250
（対22年度比）	—	△58,729 △7.6%	△64,826 △8.4%	△122,509 △15.9%	△136,407 △17.7%	△203,080 △26.3%

<実績> 26.3%の削減

<主な節電対策>

- 冷房温度の適正化（室温28℃設定）
- 不要な照明の消灯や間引き点灯及び機械室内のポンプやファン等の間引き運転
- 省エネ・節電設備等（講堂、議会棟等の照明LED化）の導入 など

3 今年度夏季（7月～9月）の県庁舎の節電目標について

今年度から第5期計画に入った「環境に優しい県庁率先行動計画」に温室効果ガス排出量の新たな削減目標（平成32年度までに平成25年度比で11%削減）を掲げたところであり、平成25年度以降の節電実績も踏まえ目標を設定した。

知的障がい者の職員採用に向けた取組について

平成28年5月31日
行財政改革局人事企画課

知的障がい者の職員採用に向けて、次のとおり採用試験を実施するよう準備を進めているところです。

1 受験対象者

療育手帳保有者又は知的障がい者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がいがあると判定された者

2 受験資格

年齢要件：昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
(18～35歳 [平成29年4月1日時点])

3 募集職種 一般事務

4 採用予定者数 1名程度

5 職務内容

データ入力・集計、資料印刷・製本、ホームページ保守、簿冊整理、用品管理、施設・設備の維持管理・環境整備などの中から、個々の職員の適性等を考慮して決定する。

6 試験日程

7月1日 募集開始（～7月29日）
[調整中] [調整中]

8月上旬 試験[1次試験]（～9月下旬[3次試験]）

10月上旬 合格発表

※なお、試験の詳細については、現在、人事委員会と最終調整中です。

第1回県民目線の県政改革断行チーム会議の開催結果について

平成28年5月31日
行財政改革局業務効率推進課

鳥取の元気づくり推進のエンジンとなる「とっとり元気づくり推進本部」において部局横断で重点的に取り組むために設置した11のプロジェクトチームのうち、「県民目線の県政改革断行チーム」の第1回目のチーム会議を次のとおり開催しました。

- 1 日時 平成28年4月28日(木) 午後4時～5時20分
- 2 場所 県庁第3応接室(本庁舎3階)
- 3 出席者 副知事(チーム長)、総務部長、行財政改革局長、地域振興部長、中部総合事務所地域振興局長、西部総合事務所地域振興局長、その他関係課長等
- 4 概要 県民目線の県政改革を推進するため、市町村・民間との連携・協働及び元気な職場づくりに向けた県庁改革の取組方針についての意見交換を行い、具体的な取組目標・内容・スケジュールを再点検し、引き続き積極的に進めていくことを申し合わせた。

(1) 主な取組方針等

ア 連携協働ワーキング(メンバー:地域振興部(事務局)、元気づくり総本部、総務部、総合事務所)
地域の元気づくりのため、様々な主体との連携・協働を推進する。

- ① 県及び市町村連携による情報システムの共同化の推進
 - ・ 県と県内全市町村参加によるICT分野の連携協約の締結
 - ・ 情報システムの共同調達の実施、さらなるシステム共同化に向けた検討
 - ・ 市町村と連携した自治体情報セキュリティ強化の実施
- ② 県と市町村の連携・協働の推進(柔軟な枠組みでの県・市町村、市町村間の事務の共同処理の検討)
 - ・ 専門・技術職員の人材確保・育成支援
 - ・ 広域連携協約の取組の深化と展開
 - ・ 水道事業の広域連携のあり方の検討
- ③ トトリズム県民運動の展開
 - ・ 各活動団体等が主体となり、鳥取県の強みを活かした一連のプログラムを年間を通じて実施

イ 県庁改革ワーキング(メンバー:行財政改革局(事務局)、各部局、総合事務所、教育委員会事務局)
地域の元気づくりを担う元気な職員・元気な職場づくりを進める。

- ① カイゼンを続ける職場づくり
 - ・ 職員全員参加によるカイゼン活動
(所属長のカイゼン宣言、特定業務の業務改善に対する集中支援など)
 - ・ 教育現場におけるカイゼン活動
(教職員の仕事の充実感を20%高め、子どもに向き合う時間等を増加)
- ② 職員が生き生きとする職場づくり、快適で安全・安心な職場づくり
 - ・ 多様な働き方によるワークライフマネジメントの推進と女性の活躍支援
(男性の育休取得者数及び管理的地位の女性職員の増加、時間外勤務の縮減)
 - ・ 互いの仕事の価値・役割を尊重する認め合いの推進
 - ・ 公用車事故ゼロ運動

(2) 今後のスケジュール

今回のチーム会議での議論を踏まえて、ワーキング単位で対応方針を具体化し、取組を展開する。

鳥取県PPP/PFI推進セミナーの開催結果について

平成28年5月31日
行財政改革局業務効率推進課

本年3月に「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」を策定したことを受け、県有施設・資産を活用した官民連携(PPP/PFI)積極的な活用を進めるため、県内関係者のPPP/PFIへの理解を深めることを目的としたセミナーを次のとおり開催しました。

- 1 日時 平成28年5月16日(月)午後1時30分から3時15分まで
- 2 場所 鳥取県立図書館大研修室
- 3 参加者 58名 経済団体(商工会議所、商工会連合会)、県内金融機関、学術研究機関(鳥取大学)、民間事業者、県内行政機関(県・市町村)等
- 4 概要
 - (1) 挨拶：行財政改革局長
(本県の「公共施設等総合管理計画」「PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」の策定や過去のPPP/PFI検討・取組状況について説明)
 - (2) 講演1 「PPP/PFIを取り巻く最近の状況」
講師：内閣府民間資金等活用事業推進室参事官補佐 河崎拓実氏
(PFIの制度概要や活用のメリット、最近の国の動き等について説明)
 - (3) 講演2 「山陰地方のPFI事業実施事例」
講師：山陰合同銀行地域振興部地域振興グループ 副調査役 井上光悦氏
(山陰地方(島根県内)で実施された4件のPFI事業の事例紹介やPFI事業における金融機関の役割について説明)
- 5 参加者の感想
 - ・PPP/PFIについては、知識がまだ不十分のため、引き続き勉強していく必要がある。(共通)
 - ・公共施設等総合管理計画を策定し、施設の統廃合を含めた検討を進めるにあたって、PPP/PFI手法の活用も考えたい。(市町村)
 - ・PFIだけではなく、PPPという広い枠組みで、官民連携としてどのようなことができるかという視点で取組を進めていくべきではないか。(金融機関)
- 6 今後の予定
引き続き、より具体的な事例等を基にセミナーや意見交換会を行いながら、関係者の理解を深め県内での機運醸成を図っていく。

平成28年度県政モニタリング事業のモニター募集について

平成28年5月31日
行財政改革局業務効率推進課

特定の県政テーマについて、県政モニターからの「県民目線・県民感覚」による意見をいただき、県の施策に反映させることを目的として実施する「県政モニタリング事業」について、本年度の県政モニターの募集をしていますので、次のとおり報告します。

- 1 募集定員 15名
- 2 応募期間 平成28年5月20日(金)～6月7日(火)
- 3 応募資格 別紙応募用紙のとおり

4 県政モニタリング事業の実施方法

- (1) 年間を通じて、県政モニターに特定の県政テーマについてモニタリングしていただき、その結果を各モニターからレポート形式で提出していただく。
 ※「県民目線での意見を取り入れる必要性のある分野」として、4月に実施した県政参画電子アンケートで上位にランキングされた分野から10の候補テーマを選定(別紙応募用紙に記載)し、この中からモニター応募者の希望の多い2テーマを選定し、モニタリング対象の県政テーマとする。
 ※モニターを2グループに分けて、それぞれ1テーマを担当していただく。
- (2) 提出いただいたレポートについて、モニター同士のワークショップによる意見交換(モニター会議)により内容を深めるとともに、有識者から助言をいただきながら、モニター意見を丁寧に分析し、幅広く県政運営に活用する。

5 スケジュール(予定)

第1段階(5～7月)	第2段階(8～9月)	第3段階(10～11月)	第4段階(12～3月)
県の取組を知ってもらう	県民目線で現状と課題を考える	暮らしの中で県政を点検	改善提案を含め評価をまとめる
<ul style="list-style-type: none"> ・モニターの募集 ・テーマに関連した県の主な取組・施策の説明、質疑応答 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマに関する現状と課題について評価レポートを提出 ・モニター会議で意見交換し、議論を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連事業等の良い点・問題点等についてレポートを提出 ・モニター会議で意見交換し、議論を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の改善提案・県民の参画について評価レポートを提出 ・モニター会議で意見交換し、議論を深める

6 参考(事業棚卸し(H22～H27)の課題と成果等)

事業棚卸しの成果と課題	<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○行財政改革に一定の成果(6年間で2億6千万円余の歳出削減に寄与) ○県民参画型の行政運営を推進するモデル的な取組として機能 <ul style="list-style-type: none"> ・公開での議論により、対象事業の成果や課題などを県民と共有 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期間の評価スケジュール <ul style="list-style-type: none"> ・相当数の事業について、事業選定から評価までを短期間で行うため、事業内容等についての深い議論や十分なチェックに至らない場合もある。 ○3区分での評価 <ul style="list-style-type: none"> ・「現状どおり(拡充含む)・改善継続・抜本的見直し(廃止含む)」の3区分での評価結果が過度に注目され、評価者会議での議論や意見が反映されにくい。 ・評価委員が得意分野ではない(又は精通していない)事業に対して、仕分け的な評価を行うことが難しい。
見直しのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○一般県民による年間を通じた県政のモニタリング ○結論ではなく『県民目線・県民感覚』を県政に反映させる仕組み

平成28年度県政モニタリング事業

県政モニター募集

県民のみなさまのご意見を県の施策に反映させるため、特定の県政テーマについて、評価レポートの提出やモニター会議での意見交換を通じて、ご意見をいただく県政モニターを募集します。

応募資格

平成28年4月1日時点で、次の条件を全て満たすかた

- ①鳥取県在住の18歳以上のかた
(未成年の場合、保護者の同意が必要)
- ②期限内に評価レポートを提出できるかた
- ③モニター会議に参加できるかた
※モニター会議は、県中部で土曜又は日曜の午後に開催予定
- ④県議会議員又は県職員でないこと

募集定員

15名

※応募者多数の場合、書類選考によりモニターを決定し、6月中旬頃に結果を応募者全員に郵送でお知らせします。

応募方法

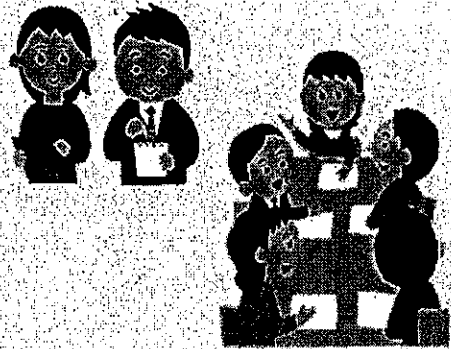
裏面の応募用紙に必要事項を記載の上、郵送、ファクシミリまたは電子メールのいずれかによりご提出ください。

応募期限

平成28年6月7日(火) 必着

スケジュール(予定)

- | | | |
|-----|-------------|---------------------|
| 7月 | 第1回モニター会議 | (県政テーマの事業説明等) |
| 8月 | 第1回レポート提出 | (県政テーマの現状と課題) |
| 9月 | 第2回モニター会議 | (ワークショップによる意見交換) |
| 10月 | 第2回レポート提出 | (関連事業の良い点、問題点) |
| 11月 | 第3回モニター会議 | (ワークショップによる意見交換) |
| 1月 | 第3回レポート提出 | (関連事業の改善点、県民の参画) |
| 2月 | 第4回モニター会議 | (ワークショップによる意見交換) |
| 3月 | 意見のとりまとめ、公表 | ⇒ 意見を県の施策に反映 |



その他

- ・謝礼金として評価レポートの提出1回につき2,000円を支給します。
なお、評価レポートの提出に要する経費などについては、本人負担となります。
- ・モニター会議の出席につき、県の規定により旅費を支給します。
- ・モニター会議は公開とします。
- ・応募書類、評価レポートは返却いたしません。
- ・応募書類に記載された個人情報、県政モニタリング事業のためにのみ使用し、それ以外の目的のために使用したり、同意なく第三者に提供することはありません。

応募
問合せ先

県庁業務効率推進課 〒680-8570 (所在地記載不要)

電話 : 0857-26-7891

ファクシミリ : 0857-26-8114

電子メール : gyoumukouritsu@pref.tottori.jp

ふるさと納税による寄附受入状況等について

平成28年5月31日
財源確保推進課

1 平成27年度ふるさと納税による寄附受入状況

県単独の寄附受入額は前年度比約2.1倍となり、また県全体では、約1.6倍となりました。

年度	県		市町村		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成27年度	14,448件	36,070万円	186,062件	308,117万円	200,510件	344,187万円
前年度比	2.1倍	2.1倍	1.3倍	1.5倍	1.3倍	1.6倍
平成26年度	6,779件	17,051万円	144,377件	199,163万円	151,156件	216,213万円
平成25年度	24,198件	33,607万円	54,369件	78,693万円	78,567件	112,299万円
平成24年度	3,218件	4,244万円	12,436件	19,541万円	15,654件	23,785万円
平成23年度	729件	1,412万円	5,133件	10,502万円	5,862件	11,914万円

○ 県全体としてふるさと納税寄附受入額が拡大した背景

- ・制度拡充（控除上限額の拡大及び手続きの簡素化）がなされた。
- ・県と市町村が連携して精力的に鳥取のPRを行った成果。

○ 受入額の多い県内市町村の状況

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 第1位 米子市 (7億3,117万円) | 第2位 倉吉市 (5億9,559万円) |
| 第3位 鳥取市 (3億5,239万円) | 第4位 境港市 (2億8,544万円) |
| 第5位 北栄町 (2億4,890万円) | |

○ 受入額の多い都道府県の状況

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 第1位 佐賀県 (5億8,200万円) | 第2位 鳥取県 (3億6,070万円) |
| 第3位 山形県 (1億6,470万円) | |
- (他県調査結果からの抜粋)

※佐賀県は、平成27年度よりお礼の品を充実させたこと等により、前年度対比で増となったものと推測される。

2 ふるさと納税パートナー企業の決定

平成28年度のふるさと納税パートナー企業を決定しました。(平成27年度に比べて、7社・46品目の増加となりました)

	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
企業数	31社	46社	51社	80社	138社	145社
お礼の品数	36品目	48品目	61品目	145品目	287品目	333品目

- ・平成26年度から障がい者福祉施設生産品をお礼の品に加えており、平成28年度は上記のうち、10施設・16品目が福祉施設生産品となっています。

ふるさと納税パートナー企業は、寄附者へのお礼の品を提供する企業であり、お礼の品の代金の一部を負担しています。

3 寄附促進に向けた今後の取組

- ・引き続き市町村と連携を取りながら広くPRを行う。

⇒ 県が県外で主催するイベントなどにおいて、ふるさと納税コーナー等を設置して周知を図る。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| { | 5/21 東海鳥取県人会において、県及び県内市町村のPRを実施 |
| | 7/2~3 イオンモール伊丹昆陽店(伊丹市)での鳥取フェアに参加(予定) |

4 企業版ふるさと納税について

平成28年度から地方創生を応援する企業をサポートする新たな税制「企業版ふるさと納税」がスタートしたところです。

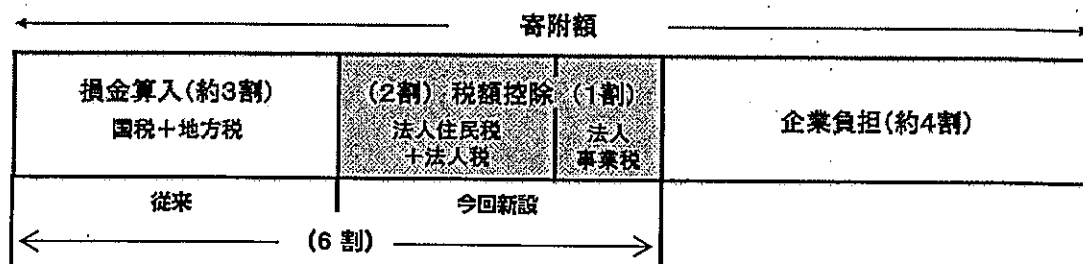
- 本県においても、企業訪問等の機会を捉えた制度周知や対象事業のモニタリングを全庁的に行うとともにパンフレットやホームページによるPRを行っており、引き続き積極的な周知活動を実施する。
- また、企業の意向を踏まえた事業化についても検討を行っている。
 - ⇒ ・国の第1次事業認定に向けて、「鳥取県未来人材育成奨学金支援事業」について、認定申請（6/17申請期限）を行う。（※「鳥取県基金条例（鳥取県未来人材育成基金関連）」の一部改正について5月議会で上程中。）
 - ・その他の事業についても、第2次（9月の見込み）以降の事業認定に向けて継続的に検討を行っている。

企業版ふるさと納税について

平成28年度から自治体の地方創生事業へ寄附をした企業の税負担の軽減効果が従来の2倍とする制度が新設された。（寄附額の3割⇒6割）

- 対象は地方版総合戦略に位置付けられ、地方創生を推進する上で効果の高い取組について、地域再生法に基づく地域再生計画を策定し、国の認定を受けた事業。
 - ・既に着手済の事業については対象外
 - ・申請時点において、1社以上の寄附を行う法人の見込みがたっている必要がある
 - ・国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分に寄附の充当はできない
 - ・既存事業を単に振り替えるようなことはできない
- 企業の本社が所在する自治体等への寄附は対象外。
- 寄附額10万円から対象。
- 地方公共団体は、寄附を行う企業に対し、寄附の代償として経済的利益を与える行為を行ってはならない。

[税制措置のイメージ]



<参考>熊本県等災害支援寄附金（ふるさと納税）代行受入状況（申込みベース）

○平成28年5月27日8:30現在: 720件、20,510千円

鳥取県人権施策基本方針第3次改訂案に対するパブリックコメントの実施結果について

平成28年5月31日
人権・同和対策課

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的な推進を図る「鳥取県人権施策基本方針」（以下「基本方針」）を、現在の社会情勢の変化等を踏まえたものとするため、第3次改訂を行うこととし、このたびパブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

1 パブリックコメント実施状況

(1) 募集期間

平成28年4月18日～5月17日

(2) 周知・募集方法

周知方法：県政記者室への資料提供、新聞広告、チラシ、ホームページ

募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、県庁県民課はじめ各市町村窓口等に設置の意見募集箱への投函

(3) 応募意見数

応募人数 49人

応募意見数 83件

意見の内訳（件数）

●同和問題（17）	●男女共同参画に関する人権（3）	●障がいのある人の人権（4）
●子どもの人権（8）	●外国人の人権（2）	●病気にかかる人の人権（3）
●刑を終えて出所した人の人権（1）	●性的マイノリティの人権（3）	
●生活困難者の人権（1）	●インターネットにおける人権（2）	
●ユニバーサルデザインの推進（6）	●様々な人権（2）	●その他（31）

2 主な意見の概要

項目	意見の概要
企業への啓発	企業には社会的責任として性別・国籍の違いや育児・介護・障がい等の制約と記載されているが、育児や障がいは制約なのか？
同和問題	身元調査のための住民票写し等の不正取得の防止を図るため事前登録型本人通知制度の登録者数を上げるためには、県民に対しての周知と自治体への指導が必要である。
同和問題	人権意識調査によると、結婚等による身元調査を容認する県民が前回調査とほぼ同程度の割合だったことは、啓発に問題があるのではないかと。人権啓発の人材の育成も課題であると思われる。
同和問題	同和地区における就労の不安定さについて分析が必要である。まずは差別実態の正確な把握が求められる。
男女共同参画に関する人権	女性の社会進出が進んでいるが、固定的役割分担により家庭内での女性の負担の比重が高い。制度上だけで女性を役職につけるのでは、女性の負担が大きくなる。社会の考え方が変わらないと本当の男女共同参画にはつながらない。
男女共同参画に関する人権	女性が平等に社会に登用される事は望ましいと考えるが、ジェンダー母性の理解を踏まえることも忘れないでほしい。家事が出来る男性ばかりではないし、民間（小規模）企業ではまだまだ男性が残業し、子どもを見る者がいなくなるという実態がある。周囲とのバランスを見ながら進めてほしい。
障がいのある人の人権	障がいのある人への対策は目に見える障がいや、障がい者本人へのもののみである。障がいのある人をもつ家族への対策はないのか。

子どもの人権	子どもの人権について、非行傾向にある児童は、自分自身が虐待されていると感じている。人権は誰にでも平等にあるものですが、自分が大切にされたと思う気持ちが持てないと人権を守ることが理解できないと思う。被害を受けた児童に向けてのプログラムがあればよいと思う。
子どもの人権	人権施策基本方針は国連・子どもの権利委員会による3回目の勧告に言及しているが、勧告が子どもの人権に関わって厳しい懸念を示している日本の教育システムのあり方について、基本方針による改革提案はおろか勧告にそのような指摘があることについても一切ふれていない。
外国人の人権	外国人の親・子の社会参画、学習保障のための通訳、相談窓口、教育支援体制は十分でない。
外国人の人権	ヘイトスピーチが社会で問題になっている、行政が差別に加担してはいけないということを、もう少し考えていく必要があるのではないか。例えば、公の施設で公然と差別の煽動がおこなわれていた場合、その場所には、その対象とされた人々は行きにくくなる。人権の尊重された誰もが安心して暮らせる社会ということに、真っ向から反する。
病気に関わる人 の人権	精神疾患として「うつ」「LD（学習障がい）」等についても施策で記載できないか。
ユニバーサルデ ザインの推進	差別問題にかかわる研修やイベントでも高齢者や障がいの者の立場に考慮したユニバーサルデザインの実習等を取り入れるべき。

3 今後のスケジュール

- ・お寄せいただいた意見については、関係課及び鳥取県人権尊重の社会づくり協議会で「基本方針」（第3次改訂）への対応を協議し、結果をとりネットで公開する。
- ・夏頃を目処に基本方針（第3次改訂）を公表する予定。

鳥取県人権施策基本方針(第3次改訂)ーダイジェスト版ー案

鳥取県では、平成8年に全国に先駆けて制定した鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づいて、翌平成9年4月に8分野の人権問題を挙げるなど総合的な人権施策の基本方針を策定しました。

その後、平成16年3月、平成22年11月に2度の改訂を行ったところですが、現在の社会情勢の変化に伴い、新たに顕在化した問題や人権意識調査の結果を踏まえ、第3次改訂を行います。

改訂のポイント

(1) 社会情勢の変化に伴う基本方針の見直し等

ア より一層の対応が求められている課題への対応

(例)ヘイトスピーチ、いじめ問題、子どもの貧困、職場における人権問題等

イ 人権意識調査結果の反映

・意識調査の結果を基に今後の取組の方向性を見直し

ウ 全体的な文書の修正

・基本理念等の内容がよりわかりやすくなるよう、文書を修正

(2) 構成等の見直し

ア 個人権分野の見直し

・13分野(第2次改訂)から14分野に変更 (1分野削除・2分野追加)

・「個人のプライバシー」を「様々な人権」に移動

・「ユニバーサルデザインの推進」「様々な人権」を追加

イ 年表の作成

・人権をめぐる国際社会、国及び県の動向を年表にして集約。

ウ 具体的施策(別冊)の作成

・基本方針に関連する個別の施策・事業を別冊としてとりまとめ、年度ごとに更新

1 基本的な考え方

「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることが
できる差別と偏見のない社会」

をめざし、次の3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

①一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する
公平な機会が保障された社会の構築

②人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊
重意識の高揚

③すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として
尊重される社会の実現

2 人権施策の推進方針

■人権教育

人権教育の指導（学習）方法・内容の工夫・改善

学習者が主体的、実践的に学習に取り組むことができるよう、指導（学習）方法・内容の工夫・改善

評価の指標を明確に定めたPDCAサイクルの確立

人権教育を通じて育てたい資質・能力を効果的に育成するため、人権教育の推進体制や実践内容等の見直し

■人権啓発

国民

- ・効果的な啓発・情報提供
- ・効果的な啓発手法

企業

- ・事業主等への人権啓発
- ・公正採用選考に関する取組

特定職業従事者

医療保健関係職員、福祉関係職員、教職員、行政職員、警察職員、消防職員に対する啓発

■相談・支援の充実

相談支援の充実

- ・環境づくり
- ・関係者との連携
- ・相談員の資質の向上、相談者本位の対応
- ・総合的な相談窓口による対応

救済制度の確立の国への要望

実効性のある救済制度の確立についての国要望

3 分野別施策の推進

同和問題

問題解決への主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 隣保館における相談機能等の充実
- (3) 就労の支援
- (4) 差別事象等への対応
- (5) 関係団体との連携

男女共同参画に関する人権

家庭・地域・職場のあらゆる場で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

- (1) 教育の推進
- (2) 啓発・支援体制の充実
- (3) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進
- (4) 男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (6) 男女間における暴力の根絶

障がいのある人の人権

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 障害者差別の解消に向けた取組
- (5) 社会参加と雇用の推進
- (6) 暮らしやすいまちづくりの推進
- (7) 特別支援教育の充実
- (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

子どもの人権問題

子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 親になるための教育の推進
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進
- (6) 特別支援教育の充実【再掲】
- (7) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
- (8) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実
- (9) 体罰防止に向けた取組の充実

高齢者の人権

高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現

- (1) 教育・啓発の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 社会参加・健康づくりの推進
- (4) 福祉サービスの質の向上
- (5) 暮らしやすいまちづくりの推進
- (6) 認知症関連施策の充実
- (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

外国人の人権

国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていける社会の実現

- (1)暮らしやすいまちづくりの推進
- (2)生活情報の提供の充実
- (3)相談支援体制の充実
- (4)教育・啓発の推進
- (5)外国人児童生徒に対する教育の充実
- (6)外国人の社会参画の推進

刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

- (1)教育・啓発の推進
- (2)相談・支援の充実

性的マイノリティの人権

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現

- (1)教育・啓発の推進
- (2)相談支援体制の充実
- (3)諸課題についての検討

インターネットにおける人権

誰もがインターネット上で人権を侵害されることなく、安心してインターネットを利用できる社会の実現

- (1)教育・啓発の推進
- (2)相談支援体制の充実
- (3)インターネット上での人権侵害行為への対応
- (4)青少年の健全な育成のための環境整備

様々な人権

多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現

- (1)北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- (2)東日本大震災等の災害に関する人権問題
- (3)アイヌの人々
- (4)個人のプライバシー
- (5)職場における人権問題
- (6)ひきこもり

4 人権施策の推進体制

○県の推進体制

人権尊重の社会づくり相談ネットワーク、いじめ問題検証委員会 等
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会
人権尊重の社会づくり委員会(庁内)、意識調査等の実施

○鳥取県人権文化センター等との連携・協働

○国、市町村、企業、NPO等との連携

病気にかかわる人の人権

病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制の構築された社会の実現

- (1)教育・啓発の推進
- (2)相談支援体制の充実
- (3)プライバシーに配慮した医療環境の整備
- (4)ハンセン病回復者等への支援
- (5)HIV感染者、エイズ患者への支援
- (6)難病患者等への支援

犯罪被害者等の人権

犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて適切な支援を受けられる社会の実現

- (1)教育・啓発の推進
- (2)相談・支援の充実

生活困難者の人権

経済的な生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現

- (1)教育・啓発の推進
- (2)生活困難者への自立支援
- (3)生活困難者への就労支援
- (4)正規雇用に向けた就労支援

ユニバーサルデザインの推進

すべての人が等しく社会の一員として尊重されるユニバーサル社会の実現

- (1)教育・啓発の推進
- (2)カラーUDの推進
- (3)関係機関等との連携
- (4)公共施設等のUD化の推進

人権施策基本方針 体系図

第1章

県の基本的な考え方

めざす社会

お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会

人権尊重の基本理念

めざす社会の構築に向け、3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開

- 1 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築
- 2 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚
- 3 すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の推進

第2章

人権施策の推進方針

基本的施策の推進方針（すべての人権課題に共通する施策）

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 1 人権教育
- 2 人権啓発

相談・支援の充実

- 1 相談機能の充実
- 2 人権救済制度の確立の国への要望

第3章

分野別施策の推進

様々な分野における施策の推進方針

同和問題

男女共同参画に関する人権

障がいのある人の人権

子どもの人権

高齢者の人権

外国人の人権

病気にかかわる人の人権

刑を終えて出所した人の人権

犯罪被害者等の人権

性的マイノリティの人権

生活困難者の人権問題

インターネットにおける人権問題

ユニバーサルデザインの推進

様々な人権

※ 新たに推進方針を明示した人権問題

第4章

人権施策の推進体制

◎ 県の推進体制

人権尊重の社会づくり相談ネットワーク、いじめ問題検証委員会 等
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会
人権尊重の社会づくり委員会（庁内）、意識調査等の実施

◎ 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

◎ 国、市町村、企業、NPO等との連携

鳥取県人権施策基本方針第3次改訂(案)について 皆様のご意見をお寄せください

- 鳥取県では、平成8年に制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」によって、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9年に策定した「鳥取県人権施策基本方針」(以下「基本方針」という。)で施策の基本的な方向を示して、県政の主要な課題として「人権先進県づくり」に取り組んできました。
- 社会情勢の変化等を踏まえ、これまでに2度の基本方針の改訂を行い、人権尊重の視点に立った様々な取組を進めてきましたが、一方で、虐待、いじめ、外国人の人権に関する問題など、より一層の対応が求められている人権問題も明らかになってきました。
- このたび、これまでの成果と課題を踏まえ、人権尊重の社会づくりの取組を一層進めるため、第3次改訂を行うこととしました。

主な改訂内容 ※別添ダイジェスト版もご覧ください。

1 社会情勢の変化等に伴う見直し

- (1) より一層の対応が求められている問題(近年顕在化した問題等)について記載しました。
ヘイトスピーチ、いじめ、子どもの貧困、職場における人権問題など
- (2) 人権意識調査結果を反映させました。
平成26年5月に実施した県民意識調査の結果を基に、今後の取組の方向性を見直しました。
- (3) 全体的な文章の修正
基本理念や施策の方向性などがよりわかりやすくなるよう文章を修正しました。

2 構成の見直し

- (1) 個別分野を13分野から14分野に見直しました。
 - ・ユニバーサル社会の実現に向けた施策の方向性を示すものとして、「ユニバーサルデザインの推進」を個別分野に追加しました。
 - ・「様々な人権」として個別分野の項目にない人権課題を記載しました。
(「個人のプライバシーの保護」は、「様々な人権」の分野に記載しました。)
- (2) 年表を作成しました。
人権をめぐる国際社会、国及び県の動きを年表にして集約しました。

鳥取県人権施策基本方針第3次改訂(案)の閲覧方法

- ・県庁人権・同和対策課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。

ホームページアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/137979.htm>

応募方法

- ・電子メール、郵送又はファクシミリでお寄せいただく意見箱への投函(上記県の機関)及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシの裏面もご利用になれます。
- ・いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

応募・問合せ先

鳥取県総務部人権局人権・同和対策課

郵送：〒680-8570 (所在地の記載は不要です)
電話：0857-26-7590
ファクシミリ：0857-26-8138
電子メール：jinken@pref.tottori.jp

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

平成28年5月31日

人権・同和対策課

平成27年度の人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況は次のとおりです。（「こどもいじめ人権相談窓口」を含みます。）

※人権尊重の社会づくり相談ネットワークは人権問題を救済する観点から、平成21年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正（第6条に新たに規定）し、県内3カ所に相談窓口を設け運用している。

（参考）鳥取県人権尊重の社会づくり条例第6条第1項

知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者への支援を行うための窓口をいう。）を設置する。

1 相談件数・・・465件（対前年度比2.2%増：前年度455件）（詳細は別添のとおり）

①受付機関別

	H27	H26
人権局	145	132
中部振興局	136	112
西部振興局	184	211
計	465	455

②相談形態別

	H27	H26
面接	169	182
電話	228	246
封書等	68	27
計	465	455

2 専門相談員の相談事例

専門相談員が対応した相談事例はありません。（前年度2件 法律分野（弁護士））

3 こどもいじめ人権相談窓口の開設

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成24年9月21日に人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応している。

(1) 設置箇所：県庁人権局

(2) 電話相談：24時間対応、メール相談：24時間受付

(3) 相談件数：67件（前年度51件 人権相談件数の内数）

(4) 対応事例

①相談内容の傾聴に努め、担任、スクールカウンセラー等の適切な人に相談するよう助言した。

②学校に対応してもらえないという相談について教育委員会に伝達し、対応を依頼した。

相談事例及び相談内容

1 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
① 整理・関係機関への伝達 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	女性	DV 被害者からの、健康保険から国民健康保険への変更手続きに際し、公的機関での DV の証明取得を円滑に行いたいという相談について、内容を整理し、配偶者暴力支援センターに伝達した。
	高齢者	保険の外交員から契約内容を説明せずに、高圧的な態度で書類への署名押印をさせられたとの相談内容を整理し、消費生活センターに伝達した。
② 第三者として当事者に伝達 〔相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、解決を促進〕	障がい	施設の運営に関する監査に際して、混乱してしまい質問が理解しにくく精神的に苦痛であるとの訴えがあったため、第三者として監査実施機関に伝達。質問をする場合、できるだけ文書にする等の配慮を行いたいとの回答を得た。
	疾病	病院医師の治療法への不安、診察拒否の相談について問題を整理し、相談者に代わり病院に伝達した。
③ ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援 〔関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進〕	子ども	発達障がいのある児童とその保護者に対する学校の対応についての相談に対し、県教育委員会及び民間の支援団体と連携し保護者との話し合いを持ち、市教育委員会の調査・報告を求めることとした。
	高齢者	母親が高齢で認知症等のため入所している施設の処遇についての相談に対し、県福祉保健局、県長寿社会課、町担当課及び地域包括支援センター並びに福祉サービス適正化委員会と支援方法を検討するため連携を取った。
④ 必要な情報の提供 〔問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供〕	女性	娘が父親の絶対的支配下におかれて、思い通りに行動できないでおり、いつも見張られて逃れられる状況にないという相談に対し、問題を整理し、警察、婦人相談所等相談先を具体的に情報提供を行った。
	労働者	職場での残業が多く、休日もつぶれることが多くブラック企業ではないかとの相談に対し、職場内での相談勧奨や労働関係の相談機関の情報提供を行った。

2 人権相談窓口における相談の状況について

(1) 相談件数

① 受付機関別

	H27	H26
人権局	145	132
中部振興局	136	112
西部振興局	184	211
計	465	455

② 相談形態別

	H27	H26
面接	169	182
電話	228	246
封書等	68	27
計	465	455

(2) 相談内容

① 分野別

	同和 問題	外国人	障がい	障がい細分(複数計上)					子ども	女性
				身体	知的	精神	発達	不明		
H27	10	0	230	9	80	74	73	1	132	18
H26	4	0	192	10	50	83	59	0	70	8

	高齢者	労働者	疾病	その他	計
H27	59	26	63	71	609
H26	25	36	68	85	488

※相談内容により複数の分野に計上

② 行為類型別

	差別 表現	落書 き	インタ ーネッ ト	就労 (募集 採用)	就労 (左 以外)	虐待 (身 体的)	虐待 (心 理的)	虐待 (性 的)	虐待 (経 済的)	虐待 (セ クハラ)	サ ー ビ ス 提 供	就 学
H27	14	0	12	3	31	23	19	0	0	1	137	46
H26	3	0	7	9	37	2	5	0	1	4	180	5

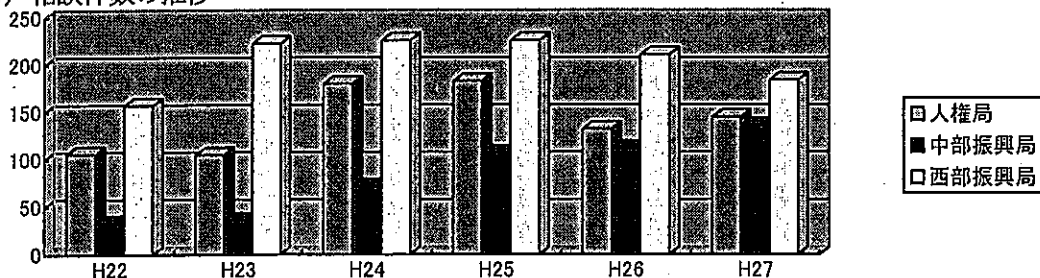
	ア ラ イ バ ン	居 住 ・ 生 活 の 安 全	報 道 被 害	誹 謗 中 傷	嫌 が ら せ	い じ め	セ ク ハ ラ	性 暴 力	結 婚 差 別	貸 貸 拒 否	そ の 他	計
H27	9	227	2	18	100	48	3	0	1	1	93	788
H26	7	161	0	11	95	42	0	0	1	0	81	651

※相談一件であっても相談内容により複数の行為類型に計上

(3) 相談窓口の対応状況

	情 報 提 供 ・ 助 言	他 機 関 (県 の 機 関) 紹 介	他 機 関 (県 以 外) 紹 介	そ の 他 (傾 聴 な ど)	計
H27	415	8	5	37	465
H26	406	11	6	32	455

(参考) 相談件数の推移



首都圏在住外国人の発信力を活用した鳥取県の情報発信について

平成28年5月31日
東京本部

急増する訪日外国人観光客の鳥取県への誘客を促すため、東京本部では今年度から首都圏駐在の外国プレスや外国人コミュニティーの核となるキーパーソンを招へいし、その訴求力を活用して国内外の外国人に対し本県の魅力を発信し、外国人観光客誘客に向けた鳥取県の認知度向上を目指しており、その取組を報告します。

1. 英字メディアによる発信

外国人向けの英字ニュースサイトでトップシェアを誇る「JAPAN TODAY」や生活情報サイト等を運営する「ジープラスメディア」社（月間130万人以上の読者を擁する）に鳥取県の情報を掲載してもらうため、東京在住外国人ライターを県内に招へいし、大山夏山開きなど県内観光の見どころを取材してもらう。

日程：6月3日（金）～5日（日）

取材先：大山（夏山開きたいまつ行列）、水木しげるロード、コナン通りなど

2. 英字メディアとの連携イベント「鳥取県の魅力発信セミナー」

とっとり・おかやま新橋館での外国人を対象とした初のイベントとして、「鳥取県の魅力発信セミナー」を開催することにより、日頃インターネットを活用しているセミナー参加者のクチコミにより情報を発信するとともに、外国人視点での観光素材の掘り起こし等を行う。

日程：6月16日（木）

内容：外国人目線で見えた鳥取県の魅力、とっとり・おかやま新橋館の紹介等

対象：上記メディアの読者を中心とする首都圏在住外国人

講師：鳥取県を取材した外国人ライター

3. 外国人観光客誘致に向けた今後の展開

○外国人向けに高価格帯の旅行を手配する旅行社が県内視察を7月を目処に実施する予定。今年度新設された「山陰地域限定通訳案内士」にも活躍していただく。

○首都圏の外国人旅行の関連企業訪問等を行う。

1 観光イベント等での鳥取県の発信

(1) 名古屋市 東山動植物園での鳥取県PR (実施済)

全国有数の規模を誇る名古屋市の東山動植物園において、ファミリー層の来場が多いゴールデンウィークに開催される「春まつりイベント」に参加しました。

天気恵まれ両日とも若い家族連れなどを中心に3万人以上の来場者がある中で、鳥取砂丘・砂の美術館、三徳山・三朝温泉や大山をはじめ広く鳥取県の観光をPRしました。

- ① 日程等：5月3日(火)、4日(水) 東山動植物園(名古屋市千種区)
- ② 主催：名古屋代表部、鳥取県観光連盟
- ③ 内容：正面入り口付近でトリピーなどによるPR、砂絵づくり体験、観光資料の配布等



(2) 東海版「ぴあ」での鳥取県特集

- ① 掲載誌：「夏ぴあ東海版」(発行：ぴあ 9万部) 5月23日発行
- ② 発行エリア：愛知県、三重県、静岡県、長野県
- ③ 掲載内容：
 - ・鳥取県特集を8ページカラーで掲載
 - ・鳥取県へのアクセス、鳥取県の夏の魅力(海・山のアクティビティ、砂丘、大山、三徳山、水木しげるロード、温泉、グルメなどの紹介)
- ④ その他：鳥取県の特集記事の抜き刷り版を9千部作成し、高速道路SAに配架するとともに、名古屋代表部で実施するイベント等で配布します。

2 食のみやこ鳥取県の情報発信

(1) 「砂丘らっきょうの漬け方講習会」の開催

出荷の最盛期を迎えた「砂丘らっきょう」の漬け方講習会を開催します。

J A鳥取いなばの生産者を講師に迎え、らっきょうの漬け方に加え、産地の状況やらっきょう生産の工程など砂丘らっきょうの魅力も紹介し、消費拡大につなげます。

- ① 日程等：6月1日(水) 名古屋市 東生涯学習センター(名古屋市東区)
- ② 主催：名古屋代表部、J A鳥取いなば、中日ショッパー
- ③ 受講者：新聞(中日ショッパー)紙上で募集し抽選の上決定します。(定員25名)

(2) 第2回「四国・山陽・山陰の物産と観光展」での物産販売及び鳥取県PR

昨年に続き開催される中四国10県による物産・観光展に県内事業者が出展します。

- ① 日程等：6月8日(水)～13日(月) 松坂屋名古屋店 本館7階大催事場(名古屋市中区)
- ② 主催：中四国10県、各県物産協会
- ③ 参加事業者(全体では約80社出展予定)
 - 食品関係(6社)：大江の郷自然牧場、すなば珈琲、大山ハム等
 - 民工関係(1社)：竹製品

3 今後の情報発信の予定

第4回夏山フェスタでのPR

- ① 日程等：6月11日(土)、12日(日)
- ② 場所：愛知県産業労働センター(ウインクあいち)(名古屋市中村区)
- ③ 参加者：鳥取県観光連盟、名古屋代表部、大山町、三朝町など
- ④ 内容：名古屋で唯一の山岳関連総合イベントで登山用品メーカー、自治体、山小屋などが出展予定です。本県からは昨年に続き2回目の参加となり、大山、三徳山の紹介や観光PRを行います。

第1回県立公文書館在り方検討会議の開催結果について

平成28年5月31日
公文書館

市町村の適切な公文書管理に向けた県の支援の在り方、歴史的に極めて重要な価値を有する市町村の公文書、民間資料等の保存・管理等における県立公文書館の役割などについて検討するため「県立公文書館在り方検討会議」を設置し、第1回会議を下記のとおり開催しました。

記

1 日 時 平成28年5月16日(月) 9時30分から12時15分まで

2 場 所 公文書館会議室

3 委 員

氏 名	分 野	役 職
早川 和宏 (座長) 森本 祥子 中島伸一郎 西田 寛司 網浜 聖子	学識経験者 学識経験者 行政機関(市町村) 行政機関(市町村) 行政機関 (レファレンス・郷土資料専門)	東洋大学法学部教授 東京大学文書館准教授 鳥取市総務部次長兼総務課長 三朝町総務課長 県立図書館郷土資料課長

事務局：総務部長、政策法務課、公文書館、県立博物館(オブザーバー)

4 主な議論の内容

- 公文書管理や歴史公文書等を残すことは、未来の住民の利用の可能性を担保する仕事でもあり、市町村の歴史公文書等の貴重な原本は、各市町村が自ら責任を持って保存に務めるのが原則である。
- 県が収集保存するのは、地震等の緊急避難として、返却の受け入れ体制ができるまでの寄託などに限定し、必要なものはデジタル化等での複製を収集、保存することが望ましい。
- 県立公文書館、博物館、図書館が時代区分を基本に役割分担しているが、時代をまたがる資料もあるため、どこが持つべきかを議論するよりは、どこが保存しているのかを整理・把握する作業の方が重要。
- 行財政改革で人員配置が厳しく、文書管理に専任職員を配置するのは困難。書庫文書を管理簿で記録管理していたが、現在は、管理が崩れてきている。
- 歴史公文書等の選別基準がよくわからないので、具体的な基準や選別のやり方を示してもらいたい。
- 書庫のスペースは厳しい状況で、集中管理をして、全て引き継がれると、書庫がすぐ満杯になる可能性がある。

5 今後の予定

時 期	内 容
7月	第2回検討会議 県市町村公文書等管理連絡協議会 市町村担当課長と情報共有、意見交換
8～9月頃 11月頃	1～2回検討会議を開催し、検討結果とりまとめ (必要に応じ) 条例改正(11月定例県議会)

